

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画を効果的に推進していくためには、市民一人ひとりの取り組みだけでなく、行政をはじめ地域や関係団体などが連携して支えていく必要があります。

そのためには、保健、福祉など市内各担当課や関係機関、団体、市民が連携を密にして、自殺対策を総合的に推進します。

また、市民や団体の代表などから構成される神栖市自殺対策協議会において、本計画の取り組み状況を報告し、意見交換や課題の検討などを行いながら、計画の推進状況について共有し、協議しながら計画を推進します。

2 計画の評価・見直し

本計画において設定した数値目標については、その達成にむけて進捗状況を適宜把握・評価する必要があります。

本計画の施策体系に基づき、行政等が行う自殺対策に関連する情報について、定期的実施状況を把握することで、取り組みの進捗状況を管理・評価していきます。



